

越前美濃街道広域観光交流推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、越前美濃街道広域観光交流推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、越前美濃街道にゆかりのある地域が連携し、地域間交流の拡大と広域観光の推進に関する事業を行うことにより交流人口の拡大を図り、地域の活性化と産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域間の交流を拡大する事業
- (2) 地域の観光資源を活かした広域観光ルートづくり
- (3) 地域の特産品販売
- (4) 地域の広域観光に関する情報交換
- (5) その他広域観光交流推進に関する事業

(構成員)

第4条 本会の構成員は、岐阜県美濃市及び郡上市、福井県福井市及び大野市とする。

(会長等)

第5条 本会に、会長1名、副会長1名及び監事2名（以下「会長等」という。）を置く。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。
- 5 会長等の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(総会)

第6条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会は、本会活動の基本的事項の審議、決定を行う。
- 3 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(経費)

第7条 本会の運営に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第8条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、会長の所在する構成員に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年4月22日から施行する。
- 2 本会の設立当初の会長等の任期は、第5条第5項の規定にかかわらず、本会設立の日から平成25年3月31日までとする。
- 3 本会の設立当初の会計年度は、第8条の規定にかかわらず、本会設立の日から平成24年3月31日までとする。